加工食品品質表示基準の改正案について

1 改正案の概要

・主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品に「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を別表2に追加する。

2 新旧対照条文

·加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)(抜粋)

改正案	現 行
(義務表示事項) 第3条 (略)	(義務表示事項) 第3条 (略) 2~4 (略) 5 輸入品以外の別表2に掲げる加工食品(以下「対象加工食品」という。)にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 6・7 (略)
別表2(第3条関係) 1~4 (略) 5 緑茶 <u>及び緑茶飲料</u> 6 (略) 7 いりさや落花生、いり落花生 <u>、あげ落花生及びいり豆類</u> 8~20 (略)	別表2(第3条関係) 1~4 (略) 5 緑茶 6 (略) 7 いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類 8~20 (略)

加工食品品質表示基準改正スケジュール(案)

平成19年3月23日 第32回共同会議 パブリックコメント募集 3月下旬 (1ヶ月間意見募集) パブリックコメント募集終了 4月下旬 5月 パブリックコメントとりまとめ WTO通報の事前審査 6月 WTO通報開始 (2ヶ月間意見募集) 8月 WTO通報終了 夏~秋頃 JAS調査会総会 公布・施行(移行期間2年を予定) 秋頃